

第37号議案

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関又は同法第7条第1項に規定する障害児入所施設」を「第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関」に、「入所した」を「入所又は入院した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。